

令和8年度大山ナショナルパークセンター等管理運営業務

質問事項	回答
<p>1. 仕様書 P.2 (ウ) シャワー・ロッカーの管理について 現在、大山ナショナルパークセンターのシャワーにはシャンプーやボディーソープ等がついていません。シャワー室にシャンプーやボディーソープを備え付けた場合、その補充を行う必要が出てきますが、シャワー等余剰金にこの人件費を計上することは出来ないでしょか。</p>	<p>シャワー等余剰金を請負者の人件費に充てることは出来ませんので、必要な人件費は本業務の経費に含めて下さい。</p>
<p>2. 仕様書 P.3 (エ) 修繕について 「請負費による場合は、原則として1件あたりの『人件費及び材料費』…」とありますが、「請負者が修繕に必要な材料を購入・作業を行った場合、材料の購入費と人件費を計上して良い。」と考えてよろしいでしょか。</p>	<p>修繕費を請負者の人件費に充てることは出来ません。 本業務で対応できない場合は外部への発注をご検討いただくことになります。</p>